平成２８年（フ）第５２８６号
大阪市東成区深江南１丁目17番11号、開始決定時大阪市東成区東中本２丁目６番21号
破産者　片野　慶子
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２７号
大阪市生野区勝山南３丁目８番２号
破産者　Ｇｏｎｇｊｕこと　原口　和美
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５９４号
大阪府池田市神田２丁目20番14号（101）
破産者　宮田　直樹
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１８７号
大阪府茨木市沢良宜西３丁目11番４号　田畑コーポ１号館　202号
破産者　阿波の国．ｃｏｍこと　田村　昭夫
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８４号
大阪市住之江区新北島３丁目７番30―201号、前住所堺市堺区南庄町１丁３番６－１号
破産者　杉田　静男
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地の296
破産者　太田　　涼
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３４４号
堺市北区新金岡町４丁２番10―704号、前住所堺市北区新堀町１丁39番地５　（1411号）
破産者　塩田　和美
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
神戸市東灘区魚崎中町２丁目６番27―105号、従前の住所神戸市東灘区深江南町４丁目11番29号
破産者　東　　邦雄
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７号
和歌山市黒岩71番地、開始決定時の住所和歌山市大河内529番地
破産者　北　　美光
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３１５号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1697番地
破産者　**徳**田　　廣
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３４４号
和歌山市黒田221番地７　プルミエールメゾンクロダ２－Ｂ
破産者　根木　哲哉
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８２号
鳥取県米子市昭和町97番地６、前住所鳥取県米子市昭和町97番地７
破産者　仲前　辰子
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第５０号
岡山県倉敷市連島町鶴新田351番地11
破産者　日野　次男
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
香川県丸亀市津森町687番地６
破産者　山野　尚志
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２２３号
北九州市八幡西区筒井町13番21―305号
破産者　上村　広樹
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７６号
熊本市西区沖新町125番地
破産者　上杉　初雄
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１号
熊本市南区富合町新74番地３、前住所熊本市西区春日２丁目９番33―503号
破産者　林田　史子
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目55番13号恵美荘102号
破産者　永吉　伸明
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７１号
沖縄県那覇市首里平良町１丁目29番地８　ライオンズマンション首里406
破産者　辻　　晃弘
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部